

財產請求權問題

極秘

秘密指定解除

公文書監理室

□財産請求権問題

朝鮮の獨立に伴い、日韓兩國がそれぞれ相手國に有する財産及び相手國に對する請求項目をいかに処理するかは、平和條約締結後山嶼により、日韓兩國政府の特別取極の主張とされることになつたか、その特別取極の内容については何等具体的に規定されておらず、兩國の舊合同條(b)嶼の確保規定があるため、兩國の主張は同嶼の法律的解決をめぐり根本的に對立し、従来の日韓會談不調の原因はすべて本問題に端を知している。現任韓嶼は、日本が對韓請求権を争断に放棄するとか日韓會談再開の別項條件であるとの強硬態度をとつてゐる。

一九五六年

# 秘密指定解除

公文書監理室

日韓双方の主張は、平和条約四宗回填の効力、具体的には在韓米軍政府が一九四五年十二月六日付で発出し、在韓日本財産が米軍に帰属し所有されたとする趣旨の軍令第三十三号の法律解釈をめぐつて全く対立した。

朝鮮国は、昭和二十七年の第一回会談の際、日本の韓国併合は不法行為であり、此つて日本統治期間中に築かれた在韓日本財産はすべて非合法的に獲得されたものであり、全般的に没収されるものであるとの供託に立ち、在韓日本財産は先ずこの軍令第三十三号によつて米軍に没収され、次いで一九四八年の米韓協定により韓国に移譲されたものであり、日本は対日平和条約が四宗回填によつて右日本財産没収の効力を承認しているのであるから、在韓財産に對するその請求権は全く存在せず、此つて右四宗回填にいう特別取扱の主張となるのは、韓国側の一方的対日請求権のみであると主張した。

韓國備は石法伴隨に於つき八項目の対日要求を提示したか  
同項目の中には、在日韓國文化財（古書籍、美術品、骨董等）  
韓國地凶原産及び取金銀の返還が含まれていたほか、軍令第  
三十三号の在韓日本財産の所有権のみならず、その支配権を  
も包括的に韓國の手に帰せしめたとの理由により、朝鮮銀行  
（注）等韓國に本社を置いていた法人の在日財産のいわゆる  
返還をも言入っていた。

（注） 韓國は朝鮮銀行の在日資産に対してはとくに開示を  
示しており、本年一月同資産の一部を輸入人の新聞報  
道に於て區ちにおか方に申し入れてきたが、大蔵省は現  
在同銀行が元券銀行であつたのに鑑み貸借約六七億中よ  
り約四七億を國庫に納付せしめる閉鎖機密令の一部改  
正法案を國會に提出中である。

向これに対し、日本側は第四条(向)項の「本條」は国際法上通法と認められる処分のみを本誌しているものであつて、占領軍としての米軍は單に財産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産までを直接且つ包括的に没収するを得ないはずであるから、日本が軍令三十三号を認めているのは米軍の財産管理処分の行爲を認めているにとどまり、これ等財産が先負移転せられた場合にも、その財産の対価あるいは米軍に対しては、原所有者たる日本人は依然として請求権を有するのであり、従つてわか方の在韓財産に対する請求権もまた日韓特別取條の主眼となり得ると主張した。

和平和条約草案にはなかつた四条(向)項が挿入され、これを在韓日本財産の没収規定と解して日本側の対韓請求権の主張を弱くし待たせたと信じていた韓國は、わか方から割配の如き法律の見解が提示されたため衡平を受け、わか方かそれを撤回しな

い限り討論の執行は不可能なりとする強硬態度に出で、具体的細目の討論に入ることを拒否して会談全般を中断のやむなきにいたらしめた。

次で昭和二十八年の四月より七月までの会談においては、法理論を迂回し、双方より財産、請求権の項目について資料を提示し合い、本問題の実際の解決をはかることに合意され、韓国側よりいわゆる在日財産及び対日請求に關して具体的項目をあげ、三回にわたり照会差し、わか方も在韓日本財産の状況について照会を行つたか、實際には韓国側は平和条約第四條に關する米國務省書簡を示してわか方の対韓請求権を無視する態度に出たため、具体的進捗はみられなかつた。

なお同年十月の第三次日韓会談財産請求問題分科委員会におけるわか方久保田代表の発言がきつかけとなり、会談の決裂となつた次第は別紙「久保田発言について」のとおりである。

岡山新聞はまた対日要求の雑誌について明示していないが、昭和二十八年四月と七月の雑誌の論、エード・メモリアルの形式をもつて、三回にわたり、やや具体的に「一部には計数を入れ」謝波のことも「今貯蓄二億円（備蓄貯蓄）中」要求項目を明示してきた。これに数字が記載されていない公社債（購）は「〇五億円」としている。及び新経行等附属機関及びひそ外会社の在日財産（大阪省の概算では増入〇億円）を計算するとその総額は二億七億円となる。

但し右計数には、戦後賠償問題人車人車、徴用者に対する申訴金等（別表中の四、五、六の項目）と進金（約二五〇萬と称せられている）が加わっているほか正式提示を要しない項目（一、二、三、四）としてあげられている。雑誌の「〇億円」も言っていない。

韓国輸出提示項目及び金額（推定も含む）

昭和二八年四月—七月会帳（単位円）

項目	提示額 (円)
→ 郵政省及び予金部関係	10,871,241.44
A (1) 郵便貯蓄貯金韓国領受け取り勘定	1,244,240.80
(2) 貸借決裁基準の日後における韓国領受け取り勘定	1,244,240.80
B 商易生命保険関係受取金	1,244,240.80
→ 有価証券	117,807,000.00
韓国入（法人も含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式、その他の証券）の償還	（但し韓国輸出出版物による）
→ 日銀関係	1,244,240.80
1、韓国内において交換回収して焼却せしめられたる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算	（但し、日銀数字による）



<p>2、戦争終結直後朝鮮銀行の立替金</p> <p>(1) 日本政府一救令計支出国庫金</p> <p>(2) 対日本銀行貸越金</p>	<p>九、一、七、八、八、三</p> <p>七、二、八、五、九、〇、〇</p> <p>一、五、八、八、八、八、三</p>
<p>引揚韓国人予託金</p> <p>韓国人が日本及び日本占領地域より帰国の際における寄託通貨</p> <p>大連海軍関係</p>	
<p>太平洋戦争中の韓国人戦傷者、戦没者、未確定概数七四、八〇〇名一に對する弔慰金</p> <p>注) 名簿提出可能(南鮮のみ)</p>	
<p>一 戦傷者</p> <p>(1) 戦傷者一申告者数一〇五、一五一名一に對する諸未払金 弔慰金</p> <p>(2) 死亡者 一、二、六、〇、三名</p> <p>(3) 負傷者 約 七、〇、〇、〇名</p>	
<p>一 戦没者</p>	

(註) 名簿提出可能(南鮮のみ)

▲ 保険準備金等

1、韓国人加入者に対する日本一九生命  
保険会社の生命保険責任準備金

2、同未経過保険料概算

3、十三損害保険会社の未払保険金

4、同十三会社に対する朝鮮火災海上保  
険会社の再保険回収金

▲ 非居住者予金

(イ) 日本内銀行に対する個人予金

(ロ) 日本内銀行の発行する送金為替にして  
受け取られざる分

▲ 存儲日本支店銀行予金

日本郵政支店銀行の予金並びに為替組  
戻し、その他通算費代払金

▲ 附屬機關及び在外会社の日財産

1,158,158

1,000,000

400,000

500,000

1,000,000

0,000,000

6,555,555

7,555,555

5,555,555

5,555,555

1,000,000,000

十一その他の在日朝鮮

(1) 旧朝鮮総督府東京出張所資産（朝鮮総督府鉄道局員共済組合財産）の管理状況照会

(2) 朝鮮現学会維持財団在日財産の現況

(3) 朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産の返還

(4) 旧帝王家財産韓国国有化に関する件通知

十二福社・公団その他の他の対日債権

一三六二七六二二九

(四) として測しわす方が政府に類するべき額として大蔵省が試して見るとあると云ふのとありである。

一 在野 (企業及び個人)

一 財産性定額法

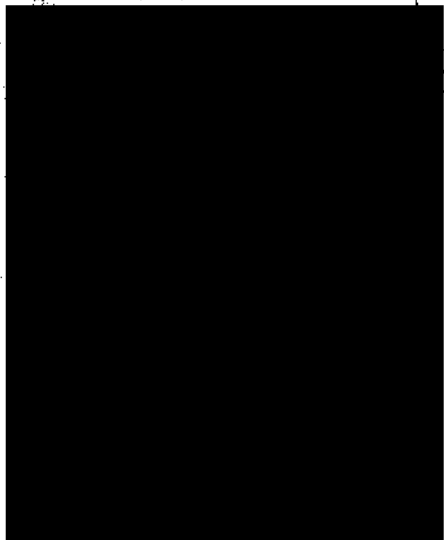
一 予金作

一 負債


一 四重債務未償還額

一 委託

一 計



円 円 円 円 円 円

(注) わが方国境による金貨日本総財産付  と推定される

が、負債、貸付の所在財産の割合を四対六と推定し、在野

(四) (多) の財産を算出し、更に四対六の割合による損失を六五

多と見込み算出したものである。

同ととるで、平和条約第四條は元米韓關係が米國政府に働きかけた結果導入されたという性質を有するが、この第四條に關する米國政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付在米韓國大使あて書簡（同一趣旨は日本側にも伝えられた）及びアリソン大使が昭和三十一年一月十八日谷大使に手交したメモに示されてゐる。

右は兩者とも憲法員本附屬に対する日本側請求権を否認してゐる点では同様であるが、後者においては、前者がただ「日本財源権が喪失したことは特別收権の際考慮されるべきである」としていた趣旨を敷衍して、米國の対日請求に關し、平和条約の起草者がかかる請求権が既に日本實際の帰屬によつてある程度満足されたことは明らかであつたが、平和条約中に規定するには充分な事實あるいは充分な法律論的分析を欠いてゐたため問題を目録間の特別收権に突いたのであり、且つ特別收権の際

は、本國の対日請求が日本財産の取得によつてどの程度に消滅しあるいは満足されると考えられるべきかの範圍の決定問題も、置言されるべきであるとして、本國側の見解を説明している。

本問題について従来の会談におけるが如く法學的論議を繰返す  
限り、それは直ちに久保田発言の再発となり、円満な解決を期  
待しがたい。かつわが方法理論は、

すでに昨年春の非公式会

議において谷大使より、韓国側の態度いかんでは請求権を放棄  
してもよい旨示唆するところがあつた。

さらに前記米側見解に関連し、重光大臣は本年二月十五日、  
アリソン大使に手交せる書簡物において、列強請求権問題を韓  
国側の在日財産に対する請求権問題と関連せしめて日韓交渉の  
進程において實際的方法により解決する用意があり、また平和  
条約第四条に因する十九五六年一月十八日付米側見解が公正な  
解決のための基礎たり得ると考ふる旨述べるところがあつた。

結局最も現実的な解決方法としては請求権を相互に放棄するにしく付ないが、対戦請求権の放棄は直ちに国内補償問題を解決するところであり、従来は大蔵省からの異論もあつて正式に放棄案の放棄を提案する段階にはいたらなかつた。従つて対戦請求権撤回の時期としては、在外財産問題全案についてある程度の解決方針が決定した時期と考えられる。

さらに昭和二十八年十月の日韓会談の際、わが方久保田代表から非公式見解として未払給与のようなものについて支払う用意ある旨を示して請求権の相互放棄を提案したか、韓国側は容認しなかつたので、会談を妥結に導くためには、請求権の相互放棄を原則とするが、韓国側を未払給与を特定項目及び金額につき先ず国内的に清算に充分かためなく必要があると同められる。

各年春の非公式会談の際谷大使より日本側よりある種のもの



を韓国に返還する用意ある旨示したが、当時大蔵省との事務折衝に当り、外務省側より本問題解決のための試案として次の(一)及び(二)を提議したことがあつた。

(一) 日本側が支払うべき用意ある特定のものとして韓国側に提案する項目

(1) 引揚韓国人の税関預り金

(2) 軍人、軍属及び政府関係雇用労働者に対する未払給与

(3) 戦傷病戦没軍人、軍属に対する弔慰金、年金

(4) 一般雇用労働者のうち負傷者、死者に対する弔慰金

(5) 未払慰給

(6) 南嶺南道及び在外会社の營運財産のうち、韓国人名義で供託され又将来供託されるもの

(二) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国に帰属せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもつて対処する。

(1) 郵便貯金、逓信貯金、簡易生命保険及び年金

(2) 在邦日本支店銀行預金

(3) 私官保責任準備金

(4) 在邦日本商社、公団その他の対日債権

と認めえす。然し、前記(1)のうち(1)(2)(3)及び

前記(4)の人労働者に対する未払賃金をあけてきていた。

しかしながら右項目を合計するも全額的には [ ] に達せず

差戻金に不足せしめるとは思えない。従つて前記(4)の金

額を要給せしめるためにはさうにある程度の持出しを覚悟せね

ばならぬと考えられる。